

Zenken通信 (vol. 36)

▽ 今回のお届け情報

Title: 京都市「ダンピング対策を強化」

Outline

添付資料P1～3

○京都市は、適正価格での契約の推進と一層の品質確保のため、ダンピング対策を更に強化した。

○また、京都市は低入札価格調査制度において「失格基準」を設けておらず、京都府建設業協会を始めとする業界から、失格基準の設定等が難しいのであれば、運用で対応するよう強く要望した結果、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、当該工事が完了するまで他の工事の入札には参加できない制度が導入された（見直し内容1）。

[見直し内容]

1. 低入札で契約した場合の「入札参加制限」の導入
⇒低入札の防止及び品質確保

2. 低入札者すべてに対する「調査関係書類提出の義務化」
⇒安易なダンピングの抑制

3. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の「算定方法の見直し」
(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

(2) 算定式

・ 直接工事費	$\times 0.95$	$\Rightarrow$	変更なし
・ 共通仮設費	$\times 0.90$	$\Rightarrow$	変更なし
・ 現場管理費	$\times 0.60$	$\Rightarrow$	$\times 0.70$
・ 一般管理費	$\times 0.30$	$\Rightarrow$	変更なし

《京都府建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

入札・契約制度の見直しについて

1 低入札対策の充実

適正価格での契約の推進と一層の品質確保のため、次のとおり更に低入札対策を充実します。

(1) 低入札で契約した場合の「入札参加制限」の導入〔新規〕

低入札価格調査を経て契約を締結した場合、当該工事が完了するまで、他の工事の入札に参加できない制度を導入します。

(2) 低入札者すべてに対する「調査関係書類提出の義務化」〔新規〕

低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者すべてに対して、低入札調査に必要な書類（詳細な積算内訳書、下請人からの見積書等）の提出を義務付けます。

(3) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の「算定方法の見直し」〔改正〕

適正価格での契約の推進を図るため、平成21年4月3日付けで国土交通省の通達が改正されたことを踏まえ、同様の改正を行います。

現行		改正後
①直接工事費の 95%		①直接工事費の 95%
②共通仮設費の 90%		②共通仮設費の 90%
③現場管理費の <u>60%</u>		③現場管理費の <u>70%</u>
④一般管理費の 30%		④一般管理費の 30%
①～④の合計		①～④の合計
(ただし、予定価格の <u>3分の2</u> を下限、 <u>85 パーセント</u> を上限とする。)		(ただし、予定価格の <u>70 パーセント</u> を下限、 <u>90 パーセント</u> を上限とする。)

2 総合評価方式の「対象を拡大」〔改正〕

事業者の技術力を向上させるとともに品質の確保につながる総合評価方式について、予定価格1億円以上の工事から5千万円を超える工事に対象を拡大します。

3 地域建設業経営強化融資制度の運用開始〔新規〕

事業者における資金調達の円滑化を支援するため、本市が発注した工事について、国土交通省が創設した本融資制度の運用を開始します。

4 設計図書ダウンロードシステムの運用開始〔新規〕

事業者の入札参加への利便性を高めるため、入札金額の積算に必要な設計図書をダウンロードできるシステムの運用を開始します。

5 競争入札参加停止取扱要綱の見直し〔改正〕

適正な競争性を確保し、国及び他の政令指定都市との均衡を図るため、次のとおり、競争入札参加停止取扱要綱を見直しました。

- (1) 法令違反等の容疑による参加停止について、国と同様に「送検」を対象外としました。
- (2) 事故による参加停止について、「近畿地区内」で発生した事案に限ることとしました。
- (3) 建設業法等の法令違反による参加停止について、違反事由により「本市契約」と「一般契約」に区分し、「一般契約」については本市契約の半期以下に緩和しました。
- (4) 道路交通法等、業法以外の法令違反による参加停止について、違反事由により「本市契約」と「一般契約」に区分し、「本市契約」を3月、「一般契約」を1月に緩和しました。

6 単品スライド条項の減額運用を開始〔新規〕

国の措置を受け、単品スライド条項の減額運用を施行しました。

低価格入札

調査基準算定式見直し

京都市、ダンピング抑制へ

京都市は、1日から最低制限価格制度と低入札価格調査制度の運用を一部改正した。工事請負契約における過度のダンピングを抑制するのが目的で、4月の中央公共工事に、低入札価格調査の対

象工事については、開札後すぐに基準価格以下の

低入札者全員から積算関係資料の提出を求めるとしている。

最低制限価格、調査基準価格の算定方式については、中央公契連モデルに準じ、土木工事で▽直接工事費の95%▽共通仮設費の90%▽現場管理費の70%▽一般管理費の30%の合計額、営繕工事で▽直接工事費から直接

工事費の10%を引いた額

▽共通仮設費の90%▽現場管理費に直接工事費の1割を加えた額の70%▽一般管理費の30%の合計額に変更。価格の下限は予定価格の3分の2から70%に、上限は予定価格の85%から90%にそれぞれ引き上げる。

また、低価格入札の防止と工事の品質確保を図るため、基準価格未満での受注可能な工事本数を制限。最長1年間もしくは該当工事の工期内に限り、他の工事に参加できないよう改めるほか、工事入札で低入札価格調査の適用対象となった場合

については従来、最低札の低入札者から順に求めていた関係資料の提出を、開札後一斉に求めるよう改正。積算根拠に対する低入札者の意識を啓発すること、安易なダンピングを抑制する。

このほか、6月からの主な改正では、総合評価落札方式の適用価格帯を、従来の予定価格1億円以上から5000万円以上に拡大。工事品質の確保に向けた取り組みを進めるとともに、入札手

続きの簡素化を図るため、設計図書ダウンロードを開始。4月に開始した単品スライドの減額運用についても制度化した。